

市民社会における人間と倫理 (7)

—ヘーゲル『法・権利の哲学』を読む—

福吉勝男

<承前>

- 「市民社会における人間と倫理 (1)」(名古屋市立女子短期大学研究紀要、第55集、1995年6月)
「市民社会における人間と倫理 (2)」(名古屋市立女子短期大学研究紀要、第56集、1996年3月)
「市民社会における人間と倫理 (3)」(名古屋市立大学人文社会学部研究紀要、創刊号、1996年11月)
「市民社会における人間と倫理 (4)」(名古屋市立女子短期大学研究紀要、第57集、1997年1月)
「市民社会における人間と倫理 (5)」(名古屋市立女子短期大学生活文化研究センター『生活文化研究』、第8集、1997年3月)
「市民社会における人間と倫理 (6)」(名古屋市立大学人文社会学部研究紀要、第2号、1997年3月)

[第246節]

<ヘーゲルの叙述>——市民社会は、このようなそれ自身の弁証法 (Dialektik) によって駆り立てられ、まずもってこの一定の社会である己れ自身を超えて進出する。そうすることによって市民社会は有り余るほど有している資力 (Mittel) においても、あるいは総じて技術上の勤勉 (Kunstfleiß) などにおいても、自分よりおこなっている国外の他の諸民族のうちに、購買者とともに必要な生計手段 (Subsistenzmittel) を求める。

<論評>——市民社会がそれ自身の「弁証法」によって駆り立てられていく方向とその内容が主要テーマとなる。

前節では、市民社会において<富者—貧者>の階層分化が生じること、そして貧者問題すなわち「貧困の過剰と賤民の出現」への対策・救済策が緊急の課題であることが確認された。市民社会自身の「弁証法」とは、市民社会が過剰ともいえるほどに富を有しているにもかかわらず、みずからの内部に抱える「貧困」、「賤民の出現」に対策を立てられないことを意味している。そして市民社会が必然的に駆り立てられていく方向は、自分より社会的経済的に遅れた諸外国に進出していくことである。こうした対外市場への進出が、みずからの社会が抱える貧困問題への救済策であるとヘーゲルはここでは考えているのである。

本節においては、「植民(地)」政策という言葉は使用されていないが、先のような意図とともになされる外国市場への進出は、諸外国との交易とともに、否、諸外国とのたんなる交易の

域を超えて、「植民（地）」政策の遂行を意味していると考えられる。

[第247節]

〈ヘーゲルの叙述〉——家族生活の原理にとって、大地すなわち不動の地所（Grund und Boden）が条件である。それと同じように、産業にとってそれを海外へ飛躍させる自然的要素は海である。産業は営利欲をもちながらも、営利を危険にさらすことによって同時に営利を超越する。そして産業は土塊や市民生活の制限された諸範囲に執着する態度へ、また市民生活の享楽と欲望へ、流動、危険、破滅の要素を導入する。こうして産業はさらに、この「海という」結合の最大の媒体によって、遠く隔たった国々に取引上の結びつきを、すなわち契約を始める法的関係の結びつきをもたらす。こうした取引関係のうちには同時に、文化形成の最大の手段（das größte Bildungsmittel, the most potent instrument of culture）があり、そしてこの取引関係のうちには商業がみずからの世界史的意義を見出すのである。

（以下で、河は近代において自然的境界線とみなされることになったが、しかし河も海もむしろ人間を結合させるものであることが事例により説明されるが略）

〈論評〉——本節の主要テーマは、植民（地）政策に関わる問題ではない。そうではなくて、ある市民社会の産業が海を媒体にして国外へと進出していき、そこでなされる多国間での商取引・交易のもたらす積極的意義について、主に確認されているのである。

ヘーゲルは、商業・交易の最大の意義は「文化」形成にあり、ここに商業の有する世界史的意義があると強調する。たしかに海を媒体にして多くの民族間で行なわれる商業・交易には、〈もの〉の相互の流入だけでなく、言葉や社会・法制度、生活習慣、また科学や諸芸術活動の成果の交流など、総じて文化の相互交流を通じた相互理解をもたらされるであろう。しかし、これはあくまでも対等・平等になされた場合のことである。

問題はしかし、一方の民族の「文化」が優秀であり、上であるとの観点から、劣った下位の民族へその文化を植えつけるという方式、意識——「自分よりおこなっている国外の他の諸民族」（第246節）——により商業・交易を通じた文化交流がはかられた場合である。このような文化形成は、植民（地）政策の一環として行なわれるものであり、重要な問題点をはらむことになる。

本節でのヘーゲルの叙述では、ここまでの立ち入った指摘になっていないが、対外関係における商業・交易と文化形成との関わりについては、絶えず留意しておかねばならない視点であると思う。なお本節でのテーマに限ったものとして、カントがすでに『永遠平和のために』において、世界平和にはたす交易・商業の「世界史的意義」を強調していたことを想起しておきたい。⁴¹⁾

[第248節]

<ヘーゲルの叙述>——この拡大した繋がりとはまた、植民 (Kolonisation) のための手段をも提供する。植民——ばらばらのものであれ、組織的なものであれ——に駆り立てられるのは、十分に発達した市民社会である。こうした市民社会は、植民によって、一面では、その住民の一部に新しい土地で家族原理に還帰することを実現させ、それとともに他面では、自分自身にその労働意欲 (Arbeitsfleiß) の新たな需要 (Bedarf, demand) と分野を調達するのである。

<補遺>——市民社会は植民地建設へと駆り立てられる。人口の増加がすでにそれだけでこうした作用をおよぼす。しかし生産が消費の需要を上回るとき、自分の欲求を自分の労働によって充足させえないような多くの人々が発生するが、特にそうした場合、市民社会は植民地建設へと駆り立てられる。

(この後でドイツ人とギリシャ人とでの植民方法の差異について叙述されるが略)

近代において、植民地には母国の住民に許されていたような権利は許されていなかった。このような事情から、イギリスやスペインの植民地の歴史が示しているように、戦争が起こり、そしてついには解放が達成されたのである。植民地の解放がそれ自身本国にとって最大の利益であることが証明されるのは、奴隷の解放が主人にとって最大の利益であることが証明されるのと同様である。

<論評>——多国家間でなされる商業・交易は、文化の形成に寄与するということが前節で確認された。しかしながら、こうした形でなされる多国家の繋がりとは植民地政策と必然的に連動しているのである。この点の確認が本節の主要テーマである。

市民社会が植民地政策に駆り立てられる理由についてのヘーゲルの説明に注目しておきたい。ヘーゲルは、そのような市民社会とは「十分に発達した市民社会」であるという。「十分に発達した」とは、多くの人口を抱えていることだけを意味するのではない。それよりもむしろ、その社会での産業による生産が消費の需要を上回ることを主要な内容としているのである。

過剰生産が、対外市場を求めて植民地政策に駆り立てられていく。ヘーゲルはこのことを、市民社会の発展の必然性として認識しているのである。

しかし、ヘーゲルの市民社会認識はこの点で終わっていない点こそ重要だと思う。それは<補遺>最後尾における次の確認である——奴隷の解放が主人にとって最大の利益であるのと同じように、植民地の解放が本国にとって最大の利益であることが主張される点。

植民地政策の遂行の必然性→植民地解放の積極的意義。矢印の方向には明らかに矛盾が存在する。しかしヘーゲルの偉大さは、矛盾を突き抜けて矢印の方向に向かう点の確認にあると思う。問題は、植民地解放に積極的意義を見出す理由と、植民地解放後の過剰生産の処理の問題、そして市民社会が抱える「貧困」問題への新たな救済策の提示がいかなるものか、ということである。

[第249節]

<ヘーゲルの叙述>——公共政策の行なう事前の配慮 (die polizeiliche Vorsorge) は、まずもって、市民社会の特殊性のうちに含まれている普遍的なものを、諸々の特殊な目的と利益をもっている大衆を保護し安全にするための一つの外的な秩序ならびに対策として、実現し維持するのである。というのは、大衆の特殊な目的と利益はこの普遍的なものにおいて存立するからである。同じくまた公共政策の行なう配慮は、上からの指導として、この社会の域を超えていく利害 (第246節参照) に対して事前の配慮をする任務を帯びている。ところで特殊性自身が、理念にしたがって、己れの内在的利益のうちにあるこの普遍的なものを、己れの意志と活動の目的および対象にすることによって、倫理的なもの (das Sittliche) が内在的なものとして市民社会へ戻ってくる。これを行なうところに職業団体 (Korporation) の使命がある。

<論評>——市民社会が行なう公共政策として、「この社会の域を超えていく利害」に対する配慮としての「植民地政策」が位置づけられていたことについては、前節までのところで明確になった。しかし前節の論評でも指摘したが、ヘーゲルは植民地政策よりも「植民地解放」に積極的意義を認めていた。そうすると、市民社会の過剰生産と、このことと裏腹の関係にある貧困問題の救済策はどうなるのか。国外への植民地政策にその突破口を求めていた視点からの転換が図られることになる。

国外から市民社会への「倫理的なもの」の取り戻しと本節で表現されている点こそ、転換の内容を指している。その具体的中味はどのようなものか。市民社会はもともと特殊性を第1の原理としていた。しかし、その特殊性のうちに普遍的なものがあるはずである。この普遍的なものの内容としてヘーゲルが理解しているのは、特殊な目的と利益をもっている多くの大衆の保護と安全のための諸々の組織化・秩序化策ということである。このことを推進する主体は市民社会の中の「職業団体」とされる。

職業団体により先の目的が実現されることによって、貧困問題への対策としてなされる植民地政策は当面、不必要になるとヘーゲルは考えているようである。

[第250節] (本節から第256節まで「b 職業団体」としてまとめられている)

<ヘーゲルの叙述>——農業階層は、己れの家族生活と自然的生活との実体性を、この生活そのもののなかで直接己れの具体的な普遍者とし、この普遍者のなかで生活している。普遍的階層は、その使命として普遍的なものを対自的に己れの活動の目的とし、己れの地盤としている。両者の中間である商工業階層 (der Stand des Gewerbes) は、特殊なものを本質的にめざしている。したがってこの階層に特に職業団体は特有のものである。

<論評>——社会階層のうち第1の農業階層については第203節、第3階層については第205節において詳しく述べられ、私も関係する節で論評したので、ここでは省略する。

重要なのは、第2階層の商工業階層に最も特有とされる職業団体がここでクローズアップされている点である。ヘーゲルによると、商工業階層、とりわけその中の職業団体が特殊的なものをめざしているからとされる。問題は、職業団体が特殊なものの中に、どのような普遍的なものを、いかに実現しようとしているのかということである。このことの理解と説明が次節以降の課題となる。

[第251節]

<ヘーゲルの叙述>——市民社会の労働組織 (Arbeitswesen) は、この組織の特殊性の本性にしたがってさまざまな部門に分かれる。特殊性のこうした即自的に同一のものが、共通のものとして、同輩関係 (Genossenschaft, association) という形で現実にあらわれ出ることによって、己れの特殊なものをめざす利己的目的は、同時に普遍的目的であるとみなされ、そう実証される。こうして市民社会の成員は、その特殊な技能にしたがって職業団体の成員なのである。それ故、職業団体の普遍的目的はまったく具体的であり、その目的の範囲は、商工業というそれ特有の仕事と利益とのうちに含まれている目的の範囲を出るものではない。

<論評>——市民社会の中の、特に商工業に従事する各成員は各々の特殊な技能を活用しながら、多種多様な労働組織・部門に属している。その成員間の関係は対等・平等であり、同輩関係にあるとヘーゲルはいう。重要なのは成員各々の利己的目的が即、各々成員により構成される職業団体の普遍的目的になるということである。逆に、職業団体の普遍的目的が同時にその成員の特殊目的とされる。この点が本節において、「職業団体の普遍的目的はまったく具体的」であると表現されたのである。

しかし問題は、ヘーゲルのいう市民社会における職業団体とその成員間で構成される<特殊=普遍的>の内容と、この等号の成立する理由に関する説明である。

[第252節]

<ヘーゲルの叙述>——職業団体はこうした使命にしたがって、公の威力 (die öffentliche Macht) の監督のもとで、次のような権利を有している。すなわち(1)団体内に含まれている団体自身の利益について配慮し、(2)成員を彼らの技能と実直さ (Rechtschaffenheit) という客観的な特性に基づいて、[社会の] 一般的連関によって特定される人数採用し、(3)団体所属のために特殊な偶然性に対して配慮するとともに、(4)成員たるべき能力の形成・育成 (Bildung, education) に対して配慮する権利——総じて所属員にとって第2の家族の役割をになう権利を有している。しかしながらこの第2の家族の立場は、諸個人からもまた彼らの特殊な緊急要求からも隔たっている一般市民社会にとって、かなり不確定なものに止まっている。

商工業に従事する者は、日雇い労働者とも、個々の偶然の仕事に雇われる者とも異なっている。商工業にたずさわる者は、親方 (Meister) であろうと親方になろうとする者であろうと、

同輩関係にある「職業団体の」成員であり、この職業団体は個々の偶然的営利のためのものではなくて、成員の特殊の生計の全範囲という普遍的なもののためのものである。——一つの職業団体のうちにはめこまれた市民社会の1部門の有する権利としての特権と、語源上本来の意味の特権とは、次の点で互いに区別される。すなわち、後者が普遍的法律の偶然的な例外である。前者はしかしながら法律によりつくられた規定に他ならず、そしてこの規定は社会それ自身の一つの本質的な部門の特殊性の本性に根ざしている。

<論評>——「公の威力」、公権力、監督官庁の指導・援助のもとで、職業団体が守りそして実現する(1)から(4)までの権利は、たしかに団体の構成員にとっては普遍的といえるほどの力を有しているように思われる。このことをヘーゲルは、「第2の家族の役割」と表現したのである。

しかしそれでもなお、前節で私が疑問を提出しておいた<特殊の=普遍的>に対する十分な説明になっていないように思われる。このことにヘーゲルも気づいているのである。その証拠は、職業団体の担う「第2の家族の立場は、……かなり不確定なものに止まっている」の説明にあらわれていると思う。

繰り返しヘーゲルも説明してきたように、家族においてその成員（の特殊性）と家族全体（の普遍性）とは直接的一体性にあった。これと同じような形で、職業団体がその成員にとって十分自信をもって家族の意味を有しているなら、「かなり不確定なものに止まっている」との確認には至らないであろう。やはりまだ、ここまでの職業団体の説明では、<特殊の=普遍的>が十分に確保されていないのである。

[第253節]

<ヘーゲルの叙述>——職業団体において、生計が才能（Befähigung, capability）により条件づけられて保障されるという意味で、家族が堅固な基盤を、すなわち堅固な資産（Vermögen, capital）（第170節）を有しているだけでなく、才能も生計の保障もまた人に認められた事実なのである。したがって職業団体の成員は、自分の有能性とちゃんとした（ordentlich）生計と暮らしを、すなわち自分がひとかどの人物（etwas, somebody）であるということ、いかなるその他〔成員であるということ以外〕の外的表示によってもあらわす必要がない。それ故、彼はそれ自身一般社会の一部である一つの全体に属して、この全体の没利己的な目的に関与し努力しているということもまた、人に認められた事実である。——こうして彼はおのれの階層のうちにおのれの誇りをもっている。

この点において職業団体の制度は資産を保障することによって、もう一方の階層圏における農業と私的所有との創始に照応する（第203節、注解）。——賤民（Pöbel）が産み出される（第244節）ことと関連するという理由によって、商工業を営んでいる階級（Klasse, class）の奢侈と浪費癖が非難されるなら、〔賤民の出現には〕その他の諸原因（例えば労働がますます機械的になること）とならんで、前述したような倫理的（sittlich）理由があることが見逃されてはな

らない。公認の職業団体の成員でなければ（そして公認されたものとしてのみある結合体（ein Gemeinsames, an association）は職業団体なのである）、個々人は階層上の誇りをもたないし、彼が孤立することによって営業の利己的な面に連れ戻され、そして彼の生計と楽しみはどんな安定したものでもない。したがって彼は営業上の成功を外部に明示することによって承認をえようと試みるであろうが、この明示には限りがないのである。なぜなら、階層が現存在していない場合には——というのも、市民社会においては法律上制定され承認されている結合体だけが現存在するのだから——、みずからの属する階層にふさわしい暮らしをするということがなく、したがってまた、自分に適ったかなり一般的などんな生活様式（Lebensweise）もつくられないからである。——職業団体においては、貧困が受ける援助は偶然的なものでなくなるとともに、不当に自尊心を傷つけるものでもなくなる。そして富は同輩に対する義務のために、尊大と嫉妬とを、すなわちそれが〔同輩としての〕富者に抱かせがちな〔同輩としての貧者への〕尊大と、〔同輩としての〕貧者に抱かせがちな〔同輩としての富者への〕嫉妬とを、いずれも抱かせないようにする。——こうして実直さ（Rechtschaffenheit）がその本当の承認と誇りとをえるのである。

<論評>——市民社会の中で商工業階層に属する人々は職業団体の成員になることにより、生きていく上でのよき条件をすべて確保されるようである。第1には、みずからの才能を活かしながら生計の保障がなされる。第2には、みずからの資産が保障される。第3には、ひとかどの人物であると社会的に承認される。第4には、みずからの属している階層に誇りと自信がえられる。したがって、実直さが身上としてみずからのものになる。これらのことをヘーゲルは強調している。

これに対して、では市民社会の中になぜ賤民が生じるのか。ヘーゲルはこの点について、こうまとめている。(i)商工業階層の奢侈と浪費癖。(ii)労働の機械化の一層の進展。(iii)倫理上の問題。(iv)職業団体の成員からのドロップ・アウト。これら4点ほどの理由のうち、ヘーゲルは(iv)を本節では最も強調しているようである。すなわち、職業団体の成員にならない（なれない）ことにより次のような事態を迎えるからである——孤立することにより営業の利己主義を強調するようになる。生計維持の点で安定性を欠く。客観的に適正と思われる生活様式が確保されない。社会的に承認されるということもない。みずからの自信と誇りを見い出せない。救済への安定的な援助が期待できない、等々。

こう考えてくると、賤民にならないためには職業団体の成員であるしかない。しかし、ある人が何かの理由でその成員になれないことが生じないのだろうか。成員になれないのは、その人のあくまで個人的理由と個人責任に帰せられるのだろうか。このような点が疑問として浮かび上がってくる。さらには、前節でも疑問として出している職業団体の成員は<特殊的=普遍的>だとされる新たな説明は、本節でもなされていない。これはどうなるのだろうか。

[第254節]

<ヘーゲルの叙述>——自分の技能 (Geschicklichkeit) を働かせ、これによって取得しえるものは取得するという、いわゆる自然的権利の制限が職業団体において行なわれるのは、その技能が職業団体において理性性をもつよう規定されるかぎりにおいてだけである。すなわち、技能がその人自身の私的な意見や偶然性から解放され、自分にとっても他人にとっても危険なものでなくなり、承認されるとともに保障され、そして同時に、一つの共通の目的のための意識的活動へと高められる限りにおいてだけなのである。

<論評>——市民社会の成員は、特殊的原理を第1に活動することはもとよりの確認事項である。だが、この成員が職業団体のメンバーになることにより、特殊性にセーブがかけられねばならない。なぜなら、ヘーゲルによると<特殊的=普遍的>だからである。すなわち、成員はみずから技能を用いて活動を展開するが、みずからの欲求充足や利得を考えると同時に、他者のこと、公共的目的を視野に入れて行動しなければならないということなのである。自分と他者をも含めた「共通の目的」のための意識的活動へと高めねばならない、とヘーゲルは強調する。ここに<特殊的=普遍的>が成立する根拠があるということであろう。しかし、説得力を与えるにはこのことの具体的事例、具体的ケースについて実証されねばならないのではなかろうか。

[第255節]

<ヘーゲルの叙述>——家族に続いて職業団体が国家の第2の倫理的根底、すなわち市民社会に根ざす倫理的根底をなす。第1の根底〔家族〕は主観的特殊性と客観的普遍性の契機を実体的一体性のうちに含んでいる。しかしながら第2の根底〔職業団体〕は、市民社会においてさしあたって、欲求と享受とのみずからの内へ折れ帰った特殊性と抽象的な法的普遍性とへ分裂しているこれら二つ〔特殊性と普遍性〕の契機を内面的仕方で結合する。そうしてこの結合において、特殊的福祉 (Wohl, welfare) は権利 (Recht, right) として存在し、そして実現されている。(一部略)

<補遺>——近代において職業団体〔中世のギルド〕(Korporation) が廃止されたということは、個々人は自分のことを自分で配慮しなければならないという意味を有している。しかしながら、このことが認められうるにしても、自分の生業を工面するという個々人の責務が職業団体によって変えられはしない。現代の我々の国家において、市民たちは国家の普遍的な職務にただ限られた範囲で関与するだけである。しかし倫理的 (sittlich) 人間には、彼の私的目的の他に、普遍的活動を授けてやるが必要である。この普遍的なものを現代国家は倫理的人間に必ずしも与えはしないので、彼はそれを職業団体のうちに見い出すのである。我々は先に、個人は市民社会において自分に配慮しながら他人のためにも行動しているということを見た。

しかし、このような意識的でない必然性では不十分である。この無意識的必然性は職業団体においてはじめて、知られかつ思惟する倫理性 (Sittlichkeit) になる。もちろん職業団体に対しては、国家の上からの監督がなければならない。なぜなら、そうでなければ職業団体は頑なに自分の殻の中に閉じこもってだめになり、あさましい同職組合組織 (Zunftwesen) になり下るであろうからである。しかし即かつ対自的には、職業団体はいかなる閉ざされた同職組合 (Zunft) ではない。むしろそれは、商工業の個々独立の営業を倫理的なものにし、そしてその中でこの営業が強さと誇りを獲得する一つの仲間集団 (Kreis, sphere) に引き上げるのである。

<論評>——本節のポイントは、市民社会においてはたず職業団体の積極的役割、あるいは職業団体の有する積極的価値についてである。

市民社会の特徴は、これまで幾度となく確認してきたように、特殊的原理を第1にしなが、普遍的原理にも関わってきた点にある。すなわち、市民社会の構成員は各人の特殊的欲求を充足させることを第1の目的にしつつ、そのことが同時に他者・社会の利益になり、有用性を有していると考えるのである。

しかしながらヘーゲルによると、市民社会において、こうした個人による自分のための配慮＝他人のための行動は自覚的ではないとされる。重点はあくまで自分のための配慮にあり、自己の特殊的欲求の充足ということにある。他人のための行動、他者への配慮は、結果的にそうなるということだけである。このことをヘーゲルは、本節において「みずからの内へ折れ帰った特殊性」および「抽象的な法的普遍性」とよんだのである。こうした形での両契機 (特殊性と普遍性) は、分裂しているとヘーゲルはみる。

市民社会の中の職業団体においてはじめて、分裂している両契機が結合されるとヘーゲルはいう。すなわち、職業団体 (の成員) においてはじめて、自分のための配慮＝他人のための行動が自覚的に成立するのである。職業団体が「知られかつ思惟する倫理性」をえるとは、このことを意味しているのである。

ただし、注意を要するのは次のことである。職業団体 (の成員) がそれ自体で、自分のための配慮＝他人のための行動、ないしは<特殊的＝普遍的>を獲得するかというと、そうではないという点である。その達成のためには、国家による監督が必要とされる。そうでなければ、職業団体は中世の閉鎖的な同職組合 (Zunft) になるとヘーゲルは述べている。²⁾

ツunftではなく近代的な職業団体、これこそ市民社会の欠陥を補うところの、市民社会の中の国家的役割を有するものとされる。これが、家族が国家の第1の倫理的基礎に位置づけられるのに対して、市民社会の中の職業団体が国家の第2の倫理的基礎になるとのヘーゲルの説明の真意に他ならない。

こうした職業団体の役割についてかなり具体的になり、説得力を有してきたように考えられる。しかしそれでもなお、職業団体は<特殊的＝普遍的>なのか。さらに立ち入った説明と検討が必要であるように思われる。

[第256節]

<ヘーゲルの叙述>——職業団体の目的は制限された有限なものであるから、己れの真理を即自かつ対目的に普遍的な目的のうちに、そしてこの目的の絶対的現実性のうちにもつ。——公共政策の外面的指令のうちにある分離と、その相対的同一性も、その真理を職業団体の場合と同じ目的のうちにもつ。したがって、市民社会の圏は国家へ移行する。

都市と田舎——前者は市民的商工業の座、すなわち己れに没入し個別化する反省の座であり、後者は自然の上に安らう倫理の座である。——一方は他の法的諸人格との関係の中で己れの自己保存を媒介する諸個人であり、他方は家族である。これらは総じて二つのまだ観念的な契機をなすのであり、これらからこれらのほんとうの基礎である国家が生じるのである。——こうして、直接的倫理が市民社会の分裂を通過して国家にまで展開し、そして国家が両者のほんとうの基礎として己れを示すこと、こうした展開だけが国家の概念の学的証明なのである。——学術的概念の歩みにおいて、国家は己れをほんとうの基礎として明らかに示すことによって、成果として現われるのであるから、あの媒介とあの映現 (Schein) は同じく直接性へと己れを揚棄する。現実性においてはそれ故、国家が総じてむしろ最初のものであり、国家の内部ではじめて家族が市民社会へと発達するのであって、国家の理念そのものがこれら両契機へ己れを区分するのである。市民社会の発展において、倫理の実体は己れの無限な形式を獲得する。この形式は次の二つの契機を含んでいる。(1)自己意識の対目的に存在する自己内存在にまで至る無限の区別という契機。(2)陶冶・教養 (Bildung, education) のうちにある普遍性の形式、つまり思想の形式という契機。この思想の形式によって精神は法律と制度という、己れの思惟された意志において有機的総体として、己れにとって客観的であり現実的なのである。

<論評>——本節は市民社会の最後のまとめにあたる。ヘーゲルの論述だけからでは内容理解が少々困難である。私は本節を次の二つの内容から理解したいと思う。第1は、市民社会における職業団体 (と公共政策) と国家との関係について。第2は、国家の理念の発展と国家の本来の現実の姿との関係について。

第1の点については、本節までのところで、職業団体の有する市民社会の中での積極的価値について強調されたが、しかしその価値も決して絶対的なものではなくて、「制限された有限なもの」であるということである。絶対的な価値を有するには、「即自かつ対目的に普遍的な目的」のうちに、つまり「国家」のうちに位置づけられねばならない。この点は、公共政策の場合も同様であるとヘーゲルはいう。

第2の点について。第1の点において「職業団体」、「公共政策」ともに市民社会の中で、市民社会の欠陥を補充する役割を有しながら、結局は両者には限界があること、こうして「市民社会」から「国家」へ移行しなければならないことが確認された。このような (「家族」→「市民社会」→「国家」への移行と展開は、倫理的なものの理念の学的発展・展開なのであって、現実の実際のあり方においては国家が最初のものであり、国家の内部ではじめて家族

が市民社会へ発達するのである。このことをヘーゲルは強調しているのである。

第1、第2の点からいえることは、ヘーゲルはこれほどまでに国家を重視しているということである。国家の内部組織や構造、また国家の意味に関する詳述は「市民社会」章の課題ではない。それは次の「国家」章の課題であることはいうまでもない。しかし、ここで私は市民社会の最後の到達点とそこでの問題点を明確にするためにも、「職業団体」と「国家」との関係について今一度整理し、考察しておきたい。

私は第251節の論評のところから、職業団体の有する役割・機能としての〈特殊的＝普遍的〉ということに疑問や不十分さを提起し続けてきた。それは要するに次のような内容のものであった。すなわち、市民社会の中核的な社会階層である商工業層（その従事者）で構成される職業団体のメンバーになることによって、各人はみずからの特殊的な欲求を充足し、生計を確保する、と同時に他者＝市民社会のために配慮するという意味での普遍性を獲得しようということ、つまり〈特殊的＝普遍的〉成立に対する疑念であった。もっと分かりやすくいえば、職業団体の成員であれば自分のためだけでなく社会全体のために自覚的に配慮しようという主張に対する疑問なのである。

この疑問は最終節（第256節）に至るまでほとんど解消しなかったのである。しかしながら、本節においてヘーゲルがいう〈特殊的＝普遍的〉がはっきりしたように思う。それはヘーゲルの次の説明である——「現実性においてはそれ故、国家が総じてむしろ最初のものであり、国家の内部ではじめて家族が市民社会へと発達する」。すなわち、ヘーゲルによると「国家」が最初から「市民社会」の根底にあり、職業団体の基礎を成しているのである。このことの前哨的な説明はすでに、「公認の職業団体の成員」（第253節）、とか「職業団体に対しては、国家の上からの監督がなければならない」（第255節）に確かにみてとることができる。

このような一連のヘーゲルの説明をみてくると、職業団体の成員であれば〈特殊的＝普遍的〉成立の確たる保障は、その成員が職業団体の成員である前に国家の成員である点にこそあるということである。国家の成員であるとはどのようなことをいうのかというと、市民社会における職業団体の成員であることとの関係でいえば、ヘーゲルの強調する国家により公認された職業団体の成員であり、国家からの社会（公共）政策の受益者として認定され、またみずからそう自覚することなのである。^③

市民社会の問題を考える場合でも、これほどまでにヘーゲルは国家を重視する。こうした考えの基本は、「国家は価値的理念の現実性である」との「国家」冒頭節（第257節）の主張に端的に集約されるのである。だが市民社会の最後の問題解決にあたり国家の立場と機能を強調すればするほど、問題のズラかしが明白になる。市民社会の問題は本来、市民社会自身において解決しなければならないのである。

注

- (1) カントは『永遠平和のために』の第1追加条項「永遠平和の保証について」の個所で、次のように述べている——「自然は一方において……諸民族を分離させているとともに、他方において世界公民法の概念をもってしても暴力と戦争に対して保証しかねたであろう諸民族を、相互の自利によって結合しているのである。それをなすのは商業精神である。商業精神は戦争とは両立しえず、遅かれ早かれそれぞれの民族を支配するに到るのであろう」(Kant, *Zum ewigen Frieden*, Kant Werke in Zwölf Bänden, Frankfurt am Main, Bd. XI, S.226. 高坂正顕訳、岩波文庫、55ページ)。

ちなみにフィヒテはカントと正反対の考え方で、多国間にまで拡大した商取引(商業)こそ戦争の真の原因であると断定したのである。その理由についてフィヒテはこう述べている。すなわち、商取引において「人々は互いを滅ぼし合うまでに、徹頭徹尾自由でありたいと欲する」(Fichte, *Der geschlossene Handelsstaat*, Fichtes Werke, Bd. III, S.458. 出口勇蔵訳『フィヒテ封鎖商業国家論』弘文堂、131ページ)ように、商業は自由競争を原理にするがゆえに、人々の間および諸国家間に不平等で敵対的な関係をもたらすからである。

- (2) 中世のギルドの特徴について、中央公論社版の訳者は次のような簡潔な注をつけている——「中世の同職ギルドは、一定のツフツトに加入しない者に対して営業権を拒否する権利や、都市周辺の農村の手工業経営や商取引を禁止する権利をもっていた」(同書、477ページ)。

- (3) ヘーゲル「市民社会」論は、本文中で確認したように、「公共政策」(Polizei)と「職業団体」(Korporation)へと帰結した。したがって我々がヘーゲル「市民社会」論の現代的意義を問う場合、結局はこのヘーゲルの帰結に関わって議論しなければならないであろう。しかしながら、私はここでヘーゲルの論述の現代的意義を直接問題にする前に、ヘーゲル以後ドイツの歴史的進展——資本主義化の進行——に関わって、どのような「公共政策」がとられ、それがいかに問題となったのかについて、1914年の第1次世界大戦前までの歴史について、大河内一男『独逸社会政策思想史』(日本評論社)を参考にして概観しておきたい。

大河内氏は、19世紀中期から第1次世界大戦前までのドイツの社会政策の歴史を次のように3期に区分する。もっとも、大河内氏は、本書において3期に続いて第1次大戦後1917年以降についても詳述している。しかし私はヘーゲル以後のドイツ社会政策史を概観する場合、帝国主義が全面的になる第1次世界大戦の以前と以後とを質的に区別すべきと考え、以下では1914年までを3区分する大河内氏の論述を中心にみておきたい。

第1期は1850年代から1870年代初頭までである。この時期は「ドイツ・マンチェスター派」の支配期で、自由主義覇権の確立期と特徴づけられる。ドイツにおける自由主義は、18世紀末にイギリスのA・スミスの自由主義経済学の北ドイツへの輸入をもってはじめられた。19世紀初頭のシュタイン＝ハルデンベルク改革がその最初の具体化なのである。しかしその後、1815年にナポレオンが敗退し、ヨーロッパ全土が王政復古の反動期を迎え、また1848/49年の革命・反革命の経緯により、自由主義の定着は遅延した。やっと1858年になって、「ドイツ・マンチェスター派」という自由主義者の一群が登場し、「ドイツ経済者会議」に結集したのである。

彼らの主たる関心は、営業の自由と貿易の自由(統一的産業立法の樹立、信用制度の完備、通貨制度および度量衡の統一化など)——その頂点は1869年の自由主義的営業条例の成立——であった。要するに、統一的国内市場をもつ「国民経済」を可能とし、ドイツをはじめて資本主義国として成立させる基礎を形成することになるのである。したがって、彼ら「ドイツ経済者会議」に結集する自由主義者の関心事として、いわゆる労働者問題、社会政策に関わる問題は対象外なのである。なぜなら、彼らにとって労働者を前資本主義的諸制約から解放し、賃労働者にまで成長させることが資本主義を自由に発展させるために重要だったからである。

第2期は1870年初頭から1890年までである。この時期は「講壇社会主義」の支配期とされ、そのための機関として「社会政策学会」(der Verein für Sozialpolitik)が創立され、実効を発揮した。そのリーダー役をばたした経済学者は、シュモラー、ワグナー、ブレンターノらであった。

1870/71年の普仏戦争勝利により、ドイツはフランスからアルザスとロレーヌの2州を獲得し、また多額の賠償金をえて産業は発展し、資本主義が加速度的に躍進した。しかし1873年の大恐慌は、「ドイツ・マンチェスター派」によって自然的秩序として祝福された自由主義的資本主義制度の腐朽した半面を暴露した。ここに「講壇社会主義」は、ドイツ自由主義の批判をもって出発したのである。

ドイツ資本主義は、社会問題を次の二つの方向において鮮明に自覚しなければならないことになる。一つは、資本主義化に伴う旧中産階級（農村における自営農民、都市における手工業者）の急速な没落ということ。もう一つは、60年代半ばより生じた新興労働者の階級の反抗運動の展開ということ——1863年ラッサール派の結成、1869年アイゼナッハ派がマルクス主義の精神の下に結集、1875年ゴータ大会において両派は合同。こうした状況の中で、「講壇社会主義」は二つの方向・2重の社会的弊害よりドイツ国民経済を救出する使命を自己に課したのである。そして次の二つの方策が提案された。

(1)旧中産階級の窮乏を緩和するとともに、労働者に上から保護をあたえる。

(2)秩序への反抗運動に厳しく対応する。

これら二つの方策は、資本主義と社会主義——ドイツ・マンチェスター派と社会民主党——のいずれからも適当にへだたった第3の社会秩序が求められた。宰相ビスマルクはこれの政治的实践者であった。具体的な社会政策としては、労働者への福利を図る「社会保険法」の立法化である。具体的には1883年疾病保険法、1884年災害保険法、1889年養老・廃疾保険法。しかしこれには、1878年「社会民主主義取締法」(Gesetz gegen die gemeingefährlichen Bestrebungen der Sozialdemokratie)の立法化と抱き合わせにされていたことを銘記しておかねばならない。(詳しくは同書、363～373ページ参照)

第3期は1890年から第1次世界大戦期までである。この時期は、「講壇社会主義」の衰退とその反対者の台頭期と特徴づけられる。1890年にビスマルクは失脚し、皇帝ヴィルヘルム1世も退位する。そして12年間施行された「社会民主主義取締法」は廃棄され、社会民主主義はエアフルト綱領を通じてマルクス主義党として飛躍する。他方は、ドイツ資本主義は急速に独占資本主義に再編成され、帝国主義化の途を歩んでいくことになる。ここに、社会政策は次の二つの問題に直面することになる。

第1には、世界市場争奪なる至上善のため国内的階級利害を一致させ、国内的「産業平和」の実現をめざすことである。これには、社会民主党内の修正派の台頭が必須のものとして求められる。

第2には、第1と対立するもので、世界市場戦のための生産費の低下を特に低賃金と社会改良諸施策の節約に求められる。

1914年に近づくにつれ、産業資本の社会政策に対する反抗は次第に露骨になっていく。ビスマルクのもとで立法化された「社会保険法」に対する産業資本側からの全面的攻撃が開始されるのである。

「講壇社会主義」における社会改良の科学者としての提案は、今や科学的「客観性」を拒絶される。こうして古き普遍的価値「全体的利益」は既にその社会的立場を失っていた。そして、政策の学の「客観性」のための「没価値性」(Wertfreiheit)の要求が一般的となっていくのである。(以上については、同書の特に4～14ページ参照)以上が、1850年代から1914年までのドイツにおける社会政策史についての大河内氏によるおおよその概要である。ヘーゲルは1831年に死去しているから、上記歴史については無関係である。しかしながら「市民社会」論の全体を通して確認してきたように、「欲求の体系」=自由競争の帰結として、いわゆる「貧困」問題が発生し、この問題にも対処するものとしてヘーゲルは各種の「公共政策」(Polizei)を提案していた。その政策の中味は、ヘーゲル以降のドイツの具体的現実への社会政策的対応と、ひいては現代における対応とそれほど大きくはズレていないように私は思うのである。これらについての詳述は別稿にゆずることにしたい。

(以下次号)